

ダイビング船の安全対策ガイドライン場面別 Q&A 集

全般関係
ガイドラインの内容を実行できなかった場合、罰則の対象になりますか？
1. 安全管理体制の充実
運航基準はエリア内の事業者で統一する必要がありますか？
基準を緩く設定した事業者に客が集まってしまうのではないですか？
船長と運航判断の相談相手とで意見が分かれた場合、どうしたらいいですか？
気象海象情報の入手時間について、出航の可否判断は出航前のいつの時点で行うべきものですか？
ダイビングスポットの天候が変わりやすく、出航前の時点では悪天候の予報が出ていても、目的地に着く頃には穏やかな海になっていることがよくあります。出航してみて、実際に天気が悪くなってきたら運航を中止する条件で出航する方法をとってもよいですか？
ダイビング船の通信手段は携帯電話でも大丈夫ですか？（業務用無線や衛星電話が必要ですか。）
乗船者名簿はダイビングショップのインターネット予約リストを使ってもよいですか？
2. 船長等が船舶運航時に守るべき事項
ダイビング船の船長には、特定操縦免許が必要ですか？
一日に出航と帰港を繰り返す場合、最初の出航時に発航前検査を行えばよいですか？
珊瑚礁を傷つけないためのアンカリング方法を教えてください。
見張りは、船長ではなく見張員が行ってもよいですか？また、見張員にも船舶免許が必要ですか？
安全指示は、船長ではなくダイビングショップのインストラクターが実施してもよいですか？
3. ダイビング船の利用者が守るべき事項
ガイドラインに適合していることについては、どのように示すことが有効ですか？
4. 地域連携と安全活動の醸成
ガイドラインを講習等で活用したいが、冊子はどこで入手できますか？
酸素吸入器具等（高圧ガス（酸素）が封入された容器）を船舶に持ち込むための手続きはありますか？
5. 器材重量を考慮した旅客数の制限、重量物の船内配置
本船が積載できる最大の器材の数、重量及び積載場所を確認したいのですが、どこに聞けば確認できますか。
旅客船に該当しないよう、敢えて旅客定員を12名以下に減らしている船舶もあり、このような場合でも、器材の重量を考慮した最大とう乗人員の減算が必要になりますか。
6. 船舶をダイビング船として使用する場合の船舶検査
どのような場合に臨時検査が必要になりますか。

全般関係
ガイドラインの内容を実行できなかった場合、罰則の対象になりますか？
ガイドラインにおいて法律名が記載されている項目(海上衝突予防法を除く)は、法律で義務付けられた事項であるため、違反した場合、罰則の対象となる場合があります。
1. 安全管理体制の充実
運航基準はエリア内の事業者で統一する必要がありますか？
できるだけ、同一エリアで事業を行うダイビング事業者間で統ルールを策定し、事業者間で申し合わせを行いましょう。地域安全対策協議会等が設置されている場合には、協議会の統ルールを作成し、加盟事業者が遵守することも考えられます。
運航基準を緩く設定した事業者に客が集まってしまうのではないですか？
集客を多くするために基準を緩く設定することは厳に慎んでください。同一エリアの他の事業者との情報交換を行い、安全運航のための統ルールを策定することを検討しましょう。
船長と運航判断の相談相手とで意見が分かれた場合、どうしたらいいですか？
本来、出航の判断は船長の責任で行うべきものですが、相談相手と意見が分かれる場合、安全に懸念があるということになりますので、出航しないようにしましょう。
気象海象情報の入手や出航の可否判断は、出航前のいつの時点で行うべきものですか？
出航の可否判断をいつの時点で行うべきかは、事業の態様や航路毎の気象・海象に応じて異なりますが、例えば、「出航の●時間前に判断した後、出航直前○分前にも天候の急変がないか念のため確認する」等、各事業者において、安全運航を確保するために適切な時点を設定しましょう。 なお、出航後も、警報等が発せられた場合には直ちに運航を中止してください。
ダイビングスポットの天候が変わりやすく、出航前の時点では悪天候の予報が出ていても、目的地に着く頃には穏やかな海になっていることがよくあります。出航してみて、実際に天気が悪くなってきたら運航を中止する条件で出航する方法をとってもよいですか？
条件付出航は、特に陸岸から距離がある場合等に安全に帰港できない恐れがあり、非常に危険です。出航判断を行う時点で運航基準を超えているとき又は運航中に基準を超える可能性があるときは、出航しないことを徹底しましょう。

ダイビング船の通信手段は携帯電話でも大丈夫ですか？（業務用無線や衛星電話が必要ですか？）
必要な通信設備は、航行区域等によって異なります。詳しくは、最寄りの検査機関にご確認ください。 ○検査機関のお問合せ先 ・日本小型船舶検査機構(総トン数 20 トン未満の船舶)のお問合せ先 https://jci.go.jp/branch/ ・運輸局等(総トン数 20 トン以上の船舶)のお問合せ先 https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001892069.pdf
乗船者名簿はダイビングショップのインターネット予約リストを使ってもよいですか？
予約リストを活用することで問題ありません。予約リストに、氏名、性別、年齢(生年月日)、住所、緊急連絡先が記載されていることを確認してください。
2. 船長等が船舶運航時に守るべき事項
ダイビング船の船長に必要な船舶免許は何ですか？（特定操縦免許は必要ですか。）
ダイビング船の船長は、船舶の大きさや航行する区域に応じて定められた乗船基準等に適合する免許(小型船舶の場合、一級又は二級の小型船舶操縦士の免許)を受けている必要があります。 なお、特定操縦免許は海上運送法もしくは遊漁船業の適正化に関する法律の適用を受ける事業の用に供する船舶において必要な免許であるところ、ダイビング船はいずれにも該当しませんので、特定操縦免許も不要です。
一日に何度も出航と帰港を繰り返す場合、最初の出航時に発航前検査を行えばよいですか？
燃料及び潤滑油の量や気象状況等については常に変化しているため、出航ごとに検査を実施してください。
珊瑚礁を傷つけないためのアンカリング方法を教えてください。
一般的には、インストラクターがアンカーを持って潜水し、岩場などに固定することが行われています。また、専用のブイが設置されている場合にはブイの利用も可能ですが、ブイの管理者等への事前確認が必要です。

見張りは、船長ではなく見張員が行ってもよいですか？また、見張員にも船舶免許が必要ですか？
小型船舶の見張りについては、原則、船長が実施するものとなりますが、船長が見張りを実施できない場合は、見張員を配置し、船長と見張員が緊急時に確実に連絡が取れる手段を確保してください。また、その場合の見張員については、必ずしも小型船舶操縦士の免許を取得している必要はありません。 いずれにしても、その時の状況に適したあらゆる手段により、常時適切な見張りを確保する必要があります。
乗客に対する安全指示は、船長ではなくダイビングショップのインストラクターが実施してもよいですか？
船長の責任下であれば、インストラクター等に乗客への指示を任せることは可能です。
3. ダイビング船の利用者が守るべき事項
ガイドラインに適合していることについては、どのように示すことが有効ですか？
本ガイドライン付属の「ダイビング船の安全対策ガイドライン 対応状況確認表」を活用し、記入した確認表を HP などで公開しましょう。
4. 地域連携と安全活動の醸成
ガイドラインを講習等で活用したいのですが、冊子はどこで入手できますか？
冊子は、国土交通省海事局安全政策課、又は、地方運輸局等で配布しております。また、国交省の HP にも電子データを掲載しておりますので、ご活用ください。
酸素吸入器具等(高圧ガス(酸素) が封入された容器)を船舶に持ち込むための手続きはありますか？
特段手続きは必要ありません。船舶で使用するものであれば、『船舶において使用する危険物』(危険物船舶運送及び貯蔵規則第 2 条第 2 号の常用危険物)として持ち込むことは可能です。船長は、以下に注意し、船舶に積載してください。 ・ 居住場所に漏えいガスが侵入しないような場所で、換気され、容器が熱くならない箇所に積載すること。 ・ 容器は、移動、転倒等を防止するために固定すること。

5. 器材重量を考慮した旅客数の制限、重量物の船内配置

本船が積載できる最大の器材の数、重量及び積載場所を確認したいのですが、どこに聞けば確認できますか。

まずは製造者、造船所にお問い合わせください。製造時に設定していない場合は、最寄りの検査機関にご相談ください。

旅客船(12名を超える旅客定員を有する船舶)に該当しないよう、敢えて旅客定員を 12 名以下に減らしている船舶もあり、このような場合でも、器材の重量を考慮した最大とう載人員の減算が必要になりますか。

まずは、船舶所有者、船長が、現在の旅客定員に基づいて、船舶に積載できる最大の器材の重量等を把握していただくことが重要です。

ケースバイケースと考えますが、旅客定員を減らしていることにより、船舶の復原性に十分な余裕がある場合には、器材の重量を考慮した最大とう載人員の減算をする必要がないケースもあります。

6. 船舶をダイビング船として使用する場合は船舶検査

どのような場合に臨時検査が必要になりますか。

臨時検査の受検義務がかかる場合は、船舶安全法第 5 条第 1 項第 3 号及び船舶安全法施行規則第 19 条になりますが、例えば、船体構造物(ブルワーク等)を一部取り除くなど船体の強度、水密性又は防火性に影響を及ぼす改造・修理を行った場合は、臨時検査を受検しなければなりません。

臨時検査を受検せずに航行した場合は、罰則の対象となりますので、改造・修理を行う場合は前広に検査機関にご相談ください。